



令和 4 年 5 月 1 7 日
観 光 庁

今後の訪日観光再開に向けて 必要な検証をするための実証事業を実施します

今後の訪日観光再開に向けて、必要な材料を収集するため、5月中に、我が国の旅行会社が行動管理を行う少人数のパッケージツアー形式での実証事業を実施します。

本事業では、感染防止対策の遵守方法や緊急時対応等について検証を行い、旅行会社や宿泊事業者等が留意すべき点をまとめた「ガイドライン」を策定し、関係者間に周知いたします。

なお、本件は、昨年11月末のオミクロン株に対する水際対策の強化を受けて実施を見合わせていた事業です。

【訪日観光実証事業の実施概要】

- ・ 対象者 : ワクチン3回目追加接種済みの者
- ・ 出発国 : 変異株に対する非指定国であり、かつ、訪日重点市場
(米国、豪州、タイ、シンガポール)
- ・ 旅行形態 : 少人数単位の、行程が予め決められたパッケージツアー形式であって、添乗員が同行するもの
- ・ 受入地域 : 緊急事態宣言等が発令されていない地域／都道府県が同意した地域のみ
- ・ その他要件 : 民間医療保険への加入 等
- ・ 検証項目 : ①効果的な感染防止対策の遵守方法
②陽性者発生時を含む緊急時の対応
③陽性者の発生状況 等

※事業の詳細については、(一社)日本旅行業協会と連携し決定いたします。

※国内外の感染状況や航空便の状況等を踏まえて内容を変更する場合があります。

【問い合わせ先】

観光庁 国際観光部 国際観光課

担当：齋藤、藤岡

代表：03-5253-8111（内線 27402、27441） 直通：03-5253-8923 FAX：03-5253-1563